

戦国期肥後菊池氏・相良氏と北部九州の政治的・軍事的情勢

兒玉 良平

はじめに

一五世紀後半以降、肥後守護菊池氏は家臣団の分裂により弱体化し、永正元年（一五〇四）に当時の当主・菊池能運が急死して以降、家督をめぐる家臣団の内紛が激化したことで、その傾向は一層顕著なものとなる。その過程で、肥後への勢力拡大をめざした、豊後守護大友氏の介入を許し、大友義長次男・菊池義武が菊池氏の家督を継承する。やがて義武は大内氏と結んで、大友氏家督を継承した兄の大友義鑑と争って敗れ、相良氏領肥後国八代、次いで有馬氏領肥前国高来と亡命を重ねる。天文一九年（一五五〇）の二階崩れの変で義鑑が死去した事態に乗じて、義武は再度肥後に戻り反乱を起こした。しかし、家督を相続した甥の大友義鎮（宗麟）に敗れ、相良氏領八代に再び亡命したのち、天文二三年（一五五四）に大友氏側の求めに応じ豊後府内へ護送される最中、豊後国木原において殺害される。

以上が、戦国期における菊池氏の動向についての、従来の理解であろう。（一）こうした理解をもって、戦国期の菊池氏は衰退・没落していった権力と評価され、その評価が無批判に継承されてきた。とりわけ、義武殺害をもって菊池氏滅亡とする見解は、従来、ごく当たり前の事実として受容されてきたといえよう。

ところが、『求麻外史』など近世人吉藩相良家編纂の歴史書には、菊池義武の次男・菊池則直が相良氏により庇護を受け、家臣となったという事実を示す記述が見られる。そして、則直の家系は、近世を通して、用人や執政などを歴任した、人吉藩相良家の重臣として存続する。（二）

また、人吉藩相良家の家伝文書である『相良家文書』には、則直名義の発給文書が三点残されている。また、同じく義武の息子である則治・則朝の発給文書もそれぞれ二点が残されている。しかし、これに着目した研究は極めて少ない。そもそも、則直が本当に義武の「次男」であるのか、則直と則治・則朝が別人であるのか、それとも同一人物であるかどうかについても、未だに確定されていない。一定数の則直に関する一次史料が残存しているにもかかわらず、則直については多くのことが明らかにされていないのである。

近年、菊池氏については、令和元年（二〇一九）夏に開催された熊本県立美術館『菊池一族の戦いと信仰』展に関連して、研究が進展しつつある。特に室町・戦国期については、当展覧会の図録（三）所収の、稲葉継陽氏が執筆した「室町・戦国期の菊池氏権力」において、新たな菊池氏権力のイメージが示された。その詳細については、論旨から外れる部分も多いため本稿では触れないが、室町・戦

国期における菊池氏権力を肥後北部から筑後南部一帯をテリトリとする領域権力として再評価し、同時に肥後国内における守護としての機能を明らかにすることで、「戦国大名になれなかった守護大名」として菊池氏を過小評価する従来の風潮に警鐘を鳴らし、一五・一六世紀における菊池氏のあり方を検討することが、当該期の肥後国内の地域史のみならず、九州全体の地域史に内在する多くの重要な問題を解く手がかりとなりうる可能性を提起した論考であるといえよう。(四)

ところで、前述の論考において稲葉氏は、父・義武死後の菊池則直が、永禄年間末期に毛利氏との接触があったことを明らかにした上で、毛利氏側が、反大友勢力をまとめる上で則直に利用価値を認めていたとし、それは相良氏側も同様であったとした。そして、菊池氏存在を前提とした肥後戦国政治史の枠組みは、天正七年(一五七九)以降の島津氏による肥後戦国政治で完全に無意味化されるまで継続したとの見通しを示している。管見の限り、則直についての位置づけを行った研究は、この稲葉氏の論考が初出であり、現在のところ唯一のものである。さしあたり、稲葉論文で提示された見通しを、従来用いられてきた人吉藩相良家編纂の家譜・歴史書ではなく、一次史料の検討を主に行うことから跡付けていく必要がある。

その上で重要となる史料群は、『相良家文書』^(五)や、相良氏家臣による記録である『八代日記』^(六)に加えて、前述の論考において稲葉氏も引用していた、『幸谷文書』が挙げられる。詳細は後述する

が、『幸谷文書』には、則直当主期のものとみられる菊池氏側の受給文書が多く含まれ、発給元は秋月種実・高橋鑑種など、北部九州における反大友勢力の領主が約半数を占める。そして、それらの文書の年代は、永禄一〇年(一五六七)から永禄一二年(一五六九)の、毛利氏と大友氏が北部九州において合戦を繰り広げていた時期に集中している。すなわち、菊池則直と彼を庇護する相良氏は、永禄末年の北部九州情勢に密接に関与していた可能性が高いのである。

従来、当該期北部九州情勢への菊池則直の関与についてはあまり注目されていない。山本浩樹氏は、筑前立花城攻めの準備の過程で、毛利氏が菊池氏・相良氏に「調略を入れた」としているが、その詳細については検討されていない。^(七)また荒木清二氏は、永禄期における高橋鑑種の毛利氏方一味についての論考の中で、鑑種ら北部九州の反大友勢力と則直の関連について触れ、則直と北部九州の反大友勢力との連携は永禄末年の一時的なものであり、短期間で瓦解したと評価している。^(八)しかし、重要なのはむしろ、北部九州の政治情勢に、従来「菊池氏滅亡後に生き残った義武の遺児」程度の認識しかされてこなかった、菊池則直が関係していた事実そのものではないだろうか。稲葉氏の論考によって、当該期の菊池氏を「滅亡した家」として捉える、従来の通説は成り立たなくなっており、則直の位置づけについて、根本的な再考が必要である。また、北部九州の反大友勢力と則直・相良氏との接触が、果たして永禄末年にと

どまるものであるのかについても、再考の余地が残されていよう。

そもそも、永禄期の北部九州情勢についての研究自体、前掲の山本氏・荒木氏の検討によつて、一次史料を基にした検討が進みつつあるものの、依然として多くの課題が残されている。とりわけ、永禄期に限らず、戦国期北部九州地域の政治的・軍事的情勢についての従来の検討は、その中心たる大友氏と大内氏・毛利氏の対立関係を軸に、主戦場であった豊前・筑前・肥前三ヶ国の情勢についての検討に偏重し、大友氏が守護であった北部九州五ヶ国の中でも、周縁に位置する筑後・肥後両国、とりわけ肥後国の情勢は等閑視されがちである。しかし、肥後国の諸領主が、こうした政治的・軍事的情勢に無関係であったとは考えにくい。菊池則直・相良氏の動向を軸に、永禄年間前後の肥後国の政治的・軍事的情勢を復元することは、北部九州地域全体の政治過程をより重層的に描き出すことにならう。

以上の研究史整理を踏まえ、本稿においては、菊池義武の「次男」であるかどうかが疑わしい則直の素性をまず確定させた上で、主に『相良家文書』『八代日記』『幸谷文書』などの一次史料、またはそれに準じる史料を用いて、その動向を追っていく。とりわけ、則直の菊池氏相続以降における、北部九州の諸領主との関係を重点的に明らかにしていくことで、関連史料の大半が集中する永禄末年の動向にどうつながっていくのか、その中で菊池則直と相良氏がどのような位置を占めていたのか、明らかにしていきたい。これらの検討

を通じて、菊池氏は義武をもって滅亡した、とする通説的理解を完全に打破するとともに、従来、「滅亡した家」としてほとんど無視されてきた則直期の菊池氏が、北部九州情勢に影響を及ぼしうる、「権威」としての実態を伴った存在であったことを明らかにしたい。同時に本稿では、弘治・永禄期の北部九州政治史における菊池・相良氏を中心とした肥後の諸勢力の位置づけを通して、木村忠夫氏の研究⁹⁾以来、武力衝突がなかったことから対立関係にはなかった、とされている大友氏と相良氏の関係を捉えなおす試みも同時に行っていきたい。これらの検討から、戦国期の北部九州政治史を「周辺」である肥後地域のあり方から照射することが可能とならう。

第一章 菊池則直の基礎的情報と義武暗殺以前の動向

第一節 菊池義武子息の人名比定

菊池義武の子息として、一次史料上に登場するのは、則治・則朝・則直の三名である。『求麻外史』(二〇)には、則直について以下のような記述がなされている。

【史料一】『求麻外史』「晴広公」天文二三年条（一部抜粋）

（前略）是に於て義武妻及び次子十郎則直、女辰若を公に属し、長子則治と豊後に如く。十五日、公、之と八代成願寺に別る。二十日、義武豊後木原に至り、盗の殺す所となる。（後略）

(注記) 公Ⅱ相良晴広

この史料によれば、長男則治は義武と共に豊後へ同行している。則治のその後は明確ではないが、文脈から考えれば、義武と共に暗殺された、ということになるのだろう。そして、次男の則直は相良氏庇護下に残ったとされている。すなわち、則治・則直は別人であるとされているのである。

ところが、近年鶴嶋俊彦氏は、『八代日記』に記載のある人物の一覧表を作成した中で、則治・則朝・則直を同一人物として扱っている。しかし、その明快な根拠を鶴嶋氏は示していない。(二)結論を先取りすれば、鶴嶋氏の見解の通り、則治・則朝・則直は同一人物であり、則治↓則朝↓則直の順に改名している。本節では、本稿全体の前提として、先行研究において確定されたと言いつてもいい。則直についての基礎情報を、一次史料に基づき確定する。具体的には、則治・則朝・則直それぞれの名義での発給文書における、花押の形状の比較から、三者が同一人物であることを確定したい。

以下に、【花押一】～【花押五】を掲げる。

天文一四年(一五四五)七月一五日付とみられ、「則治」発給文書の初見となる相良長唯宛書状(二二)の花押が【花押一】である。同年一二月一六日付とみられる相良長唯宛書状(二三)の花押の形状も同様である。

次に、天文二四年三月二日付相良晴広宛菊池則朝書状(二四)の花押が【花押二】である。「則朝」発給文書の初見となるこの書状の



【史料 5】



【史料 4】



【史料 3】



【史料 2】



【史料 1】

花押 1～4 は、慶應義塾大学図書館所蔵の『相良家文書』アーカイブ画像を加工した。掲載にあたっては、慶應義塾大学図書館の許諾を得た。花押 5 は、『幸谷文書』影写本(東京大学史料編纂所蔵)の画像を加工した。

花押は、【花押一】より若干丸みを帯びているものの、ほぼ同一とみなしてよいだろう。すなわち、則治と則朝は同一人物であると思われることができる。

次に、年末詳二月二七日付相良頼房宛菊池則直書状^(二五)の花押【花押三】である。こちらに至つては、【花押二】と比較して、形状に全く変化がない。則朝と則直が同一人物であることはまちがいないであろう。

なお、その後則直は、永祿十一年（一五六八）年九月一日付の相良頼房宛書状^(二六)の時点で【花押四】を使用しており、従来と比べて大きく花押の形状を変更している。便宜上、変更前の花押を則直Ⅰ型、変更後を則直Ⅱ型と呼称しておこう。則直Ⅱ型花押は、則直発給文書の終見である、天正三年一〇月二五日付の菊池則綱宛名字書出^(二七)の【花押五】とも形状が同一である。

以上から、則治花押・則朝花押・則直Ⅰ型花押は、則治・則朝の間に微妙な形状の差異があるものの、時期による変化の範疇であり、ほぼ同一形状であろう。したがって、三タイプの花押は、同一人物によって記されたものとみなしてよいと考えられる。すなわち、前述した通り、則治・則朝・則直は同一人物であり、則治↓則朝↓則直の順に改名したことになる。これにより、『求麻外史』などの近世人吉藩相良家の歴史書に記される、義武と共に豊後国へ同行し、大友氏によって義武と同時に暗殺されたとみられる義武子息の存在は否定される。近世編纂の歴史書において義武次男とされていた則直こそ、義武の嫡子であり、一貫して菊池氏後継の立場にあった

ことになる。

それでは、以上で明らかにした事実を前提として、菊池則直（↑則朝↑則治）の動向について整理していきたい。これ以後、本稿では、特記のない限り、菊池義武嫡男について「則直」と呼称する。

第二節 義武暗殺以前の則直の動向

菊池則直の生年については明らかではない。菊池則直の一次史料上の初見は、『八代日記』にみられる以下の記述となる。

【史料二】『八代日記』天文七年（一五三九）六月二十四日条

同廿四日丙寅 菊池の菊鬼殿様加冠御元服之由聞得候、

当時、父・菊池義武は相良氏領八代に居住しており、則直も義武と共に八代に居住していたと考えられる。則直は元服前であり、幼名の「菊鬼」を名乗っていた。この天文七年六月の時点で、彼の元服が予定されていたことがわかる。実際、同年八月二十四日に八代白木社（現・八代神社）で元服し、「則治」と名乗っている。^(二八)

この後、天文十三年（一五四四）八月二七日には、父・義武が肥前国有馬へ再亡命している。^(二九) 則直も義武に同行したとみられ、以降、天文十九年（一五五〇）に再度肥後に入国するまで、義武・則直父子の動静は断片的にしか判明しない。

ただし、肥前亡命後も義武・則直父子は相良氏と連絡を取り合っていたとみられる。天文一四年（一五四五）に相良長唯・為清父子

は將軍偏諱と官位を獲得するが、同年一二月一六日に、その祝賀として、則治から相良長唯宛書状が発給されている。^(二〇) また前後するが、同年七月一五日にも、則治から相良長唯宛書状が発給されている。^(二一) この二通の共通点は、いずれも義武発給の書状と同時に、添状として発給されている点である。こうした活動は、則直が義武嫡男・すなわち菊池氏次期当主という位置にあつたことによるものであろう。

天文一九年（一五五〇）、二階崩れの変により、義武の兄で則直の伯父にあたる、豊後守護・大友義鑑が死去し、大友氏権力は一時混乱状態となる。これに乗じて、翌天文二〇年（一五五一）に菊池義武は肥後へ帰還し、挙兵して菊池氏再興をめざす。しかし、義鑑嫡男・大友義鎮が家督を継承し、混乱を立て直し肥後へ出兵した大友氏側の反撃に遭って、菊池氏再興の試みは失敗し、義武は肥前国高来郡に退却した。その後、義武は再起を期して、天文二三年（一五五四）二月に葦北郡水俣袋へ上陸し、再び相良氏領へ亡命する。^(二二) 当初、義武は日向国へ亡命しようとしていたが、不首尾に終わったようである。同年三月のうちに再び水俣に戻り、しばらくはそのまま水俣に滞在していたようである。^(二三)

ところが、大友氏側は、こうした義武の動きを察知していたようである。同年四月二四日から五月二日、五月二八日から七月六日、そして九月一〇日から十一月七日までの計三回にわたり、大友氏側の使者が、八代に迎えられている。^(二四) 『八代日記』上では明記されないが、こうした大友氏側の動きは、義武や、彼を庇護する相良

氏への「圧力」であつた、と推測できる。そして、その推測を裏付けるかのように、大友氏側から三度目の使者である「妙嚴寺」・「真光寺」・「塩手殿」が派遣され、八代に滞在中であつた同年一〇月以降、菊池氏側の人物が水俣から八代に移動していく。まず、一〇月一日には、菊池氏重臣とみられる「田島殿」と「吉弘殿」が八代に到着した。^(二五) そして、同月一日には、義武・則直父子も八代に到着したのである。

【史料三】『八代日記』天文廿三年十月十一日条

十月十一日 道闔御父子水俣ヨリ八代ニ御登候、道闔さまハ天福寺ニ御座、則朝さまハ光勝寺ニ御宿にて候、

「道闔」は、この直前に出家した義武の法名である。則直も同行し、光勝寺に宿泊している。なお、この史料が「則朝」名義の初見であり、これ以前に改名していたとみられる。

そして、大友氏からの使者三人は、十一月一日に義武に面会している。

【史料四】『八代日記』天文廿三年十一月一日条

十一月一日 豊州ノ三伏、屋形さまニ始テ御目ニかゝられ候、道闔さまも彼三人ノ小宿ニ御光義にて候、則朝さま御対面なく候、

恐らくは、大友氏方の三使は、この際に豊後への同行を義武に対

して求めたと考えられる。その後の展開から考えれば、当時義鎮の権力基盤が未だ不安定だった大友氏側にとって、その地位を脅かすうる義武を抹殺することは既定路線だったのであろう。

ところがその一方で、大友氏方三使は、「則朝」すなわち則直には面会しなかった。恐らく、大友氏への謀反の責任は義武一人に帰するものとして、則直については不問とされたのだろう。あるいは、大友氏側は、則直を義武ほどの脅威とはみなしていなかったのかもしれない。

いずれにせよ、天文二三年一月一日に八代を出発した義武は、同二〇日に豊後木原で殺害される。^(二六) 同行しなかった則直は、以後も引き続き相良氏の庇護下において、菊池氏の再興を目指すこととなる。

第二章 菊池氏当主としての則直と北部九州勢力との関係

前述したように、義武死後、相良氏領内にとどまった則直は、義武の後を受ける形で、引き続き菊池氏再興に向けた動きを見せる。本章では、義武死後、当主としての初期における則直の活動について明らかにしたい。なお、この時期から、則直・相良氏と北部九州の反大友勢力との接触が開始されている。本章では、永禄末年の北部九州情勢の前提となる、こうした動きについても追っていききたい。

第一節 義武死後、弘治年間の則直の動向と菊池氏「再興」への動

き

義武の死後、年が明けた天文二四年（一五五五）一月二十七日に、則直は当主・晴広の実父である上村頼興に面会し、^(二七) さらに二月五日には八代家臣団宮原氏に面会している。^(二八) そして、同月十七日に「求麻」すなわち人吉へ移動している。^(二九)

則直は、義武の死後わずか四ヶ月後の三月二日付相良晴広宛書状において、早くも菊池氏「再興」への意欲を示している。

【史料五】 菊池則朝（則直）書状（『相良家文書』午一七九号）

近日可為越山之由候条、染筆候、仍而、就道闇中途仕合之儀、右之愀無御存知之旨、殊更、以時分一稜可預再興之趣、旁舊冬以神載細々承候、祝着之至候、弥頼興被相談、外聞實儀可然之様、連々御調達憑存候、隨而、以入魂爰元安居、大慶候、毎篇無等閑可申談之外、

青井大明神、妙見大菩薩、八幡大菩薩照覽、不可有別儀候、万端可被添御心事、道闇被仰置候、可為首尾候、猶期面前、閣筆候、恐々謹言、

（天文廿四年）

三月二日

則朝（花押）

相良殿

この中で則直は、時分を見計らって菊池氏の再興を実現するとの旨について、「旧冬」すなわち義武が殺害された直後である前年の冬から、相良氏側が菊池氏の再興について「神載」すなわち則直へ

提出した起請文をたびたび受け取っていたとして、満足に思っているとの意を表明している。比較的早い時期から、則直と相良氏は、菊池氏再興を目指す方針で、すでに一致していたのである。

なお、則直は、その後しばらく人吉に滞在していたとみられる。

【史料六】菊池則朝（則直）書状『相良家文書』一七九—一号

（折封ウハ書）

「園田左近大夫殿

則朝」

（端裏切封）

———

態發一翰候、仍任晴廣入魂、當郡滞留候、然者、連々可被添心事、頼存候、此謂爲可申、大神治部少輔進之候、細々可相違候、恐々謹言、

（天文廿四年）
四月七日

則朝（花押）

園田左近大夫殿

【史料五】が発給された一ヶ月後にあたる四月七日時点でも、則直は球磨郡に滞在していた。則直は、これを晴広の配慮であるとしている。恐らく、晴広は、八代ではなく、地理的に肥後北部と隔絶した球磨郡内で、則直を庇護することがベターである、と判断したのではないだろうか。

その後、晴広・頼興死後の弘治三年（一五五七）六月二十八日に、則直は八代郡松隈へ移動している。

【史料七】『八代日記』弘治三年六月廿八日条

同廿八日 庚戌ノ日 則直様松隈ニ御移候、

この記述が、「則直」名義の初見となる。天文二四年三月からの約三年の間のいずれかの時点で、改名したと考えられる。当時、球磨郡内は亡き晴広の弟にあたる上村三兄弟の謀反に端を発した内乱状態にあり、(三〇)八代以上に危険な状態であったことは想像に難くない。それ故に、則直は居所を移したのであろう。松隈も山間部に位置し、則直を庇護することに適した地理的条件であったといえよう。実際、永禄二年（一五五九）四月九日時点で、人吉から則直に使者が派遣され、松隈近辺に位置する八代郡今泉まで向かっている。(三一)この時点でも則直は松隈に在住していた可能性が高い。人吉・八代のどちらにも危険性がくすぶる中、比較的脅威の少ない山間地において、則直は庇護を受けつつ、菊池氏再興に向けた動きを進めていたのである。

第二節 則直・相良氏と北部九州反大友勢力との連携

前節で明らかにしたような、菊池氏の再興に向けた活動と並行して、菊池則直と相良氏は、北部九州の反大友勢力との接触を進めていた。ここでは、その様相について、断片的ながら明らかにしていきたい。なお、以下における、当該期の北部九州の政治的・軍事的

情勢についての記述は、概ね荒木清二氏・山本浩樹氏の研究に拠ることとする。(三三)

以下に掲げるのは、則直が菊池氏家督を継承して三年後、松隈に居住していた時期である弘治三年六月に、筑前国夜須郡古処山城主・秋月文種（文衆）と、肥前国基肄郡勝尾城主・筑紫惟門（良薫）から則直に宛てられた連署書状である。

【史料八】筑紫良薫秋月文衆連署状（『相良家文書』午一九二号）

（折封ウハ書）

「

秋月

筑紫

相良殿

御宿所

（端裏切封）

「

「

文衆」

態令啓候、仍從豊州、豊筑并肥前為御競望、諸勢出張候、先々至秋月可被召置之由候、雖然、右三ヶ国衆中、或神載申談、或合縁申組、不淺一意之覚悟候之条、乍恐、於行者不可有緩候、此刻御本家御再興專一存候、然處、前廿八為御飛脚、大寿寺存和泉被差遣候、不預御書状之条、無御心元候、乍去、此表立柄述口上候^き、定可為帰着候、以其趣致言上候、可然之様御取合可畏入候、重而蒙仰子細等、至兩人可示給候、為御心得候、豊州衆既至日田郡陳易候、近日如此表出張由候、御行等被差寄肝要候、不可有御油断候、猶彼方可有演説候、恐々謹言、

六月七日

文衆（花押）

相良殿

良薫（花押）

御宿所

【史料九】筑紫良薫秋月文衆連署状（『相良家文書』午一九三号）

（折封ウハ書）

「

筑紫

秋月

東彈正忠殿

蓑田筑後守殿

御宿所

文衆」

（端裏切封）

「

「

態用一行候、仍從豊州、豊筑并肥前為御競望、諸勢出張候、先至秋月可被召置之由候、雖然、右三ヶ国衆中堅或神載申談候之条、乍恐、於行者不可有緩候、兼又去廿八日、為御飛脚、大寿寺存和泉被差遣候、書状等無之条、不正儀存候、乍去、此表立柄述口上候^き、定可為帰着候、重畳為可申談、進彼方候、御屋形様御存知之仁候之条、毎事可被仰聞候、故實憑存候、委細含口上候、恐々謹言、

六月七日

良薫（花押）

文衆（花押）

東彈正忠殿

丸目兵庫頭殿

梁瀬源左衛門尉殿

桑原常陸介殿

宮原筑前守殿

相良尾張守殿

蓑田筑後守殿 御宿所

当時、筑紫惟門・秋月文種は、大友氏と戦闘中であつた。この二点の史料から、相良氏から「御飛脚」を筑紫・秋月氏側へ派遣するなど、相良―筑紫・秋月間に連携が存在したことがうかがえる。

中でも重要なのは、【史料八】にみられる、「此刻御本家御再興専一存候」との記述である。「御本家」とはこの場合、相良氏にとつてのものであり、それを相良氏が「御再興」する、と解釈できる。

それでは、相良氏にとつての「御本家」とは誰なのだろうか。想定できるのは、旧肥後守護家である菊池氏と、菊池氏に代わつて当時肥後守護となつていた大友氏である。しかし、当然のことながら、当時、北部九州地域を席卷していた大友氏は、「再興」の対象とはなりえない。したがつて、「御本家」に相当するのは、菊池氏以外ありえない。すなわち、相良氏が目指していたのは、則直を推戴することによつて、菊池氏を再興することであつた。そして、筑紫・秋月氏といった北部九州の領主も、相良氏の重要な目標のひとつとして、「菊池氏の再興」があることを認識していたのである。あるいは、相良氏側から、菊池氏再興を目指すため、北部九州の反大友勢力に接触した可能性も想定できよう。

しかし、この二通の連署状が発給された一ヶ月後に、大友軍により古処山城は落城し、秋月文種と嫡男・晴種は自害し、次男・種実^{（三三）}は毛利氏のもとに亡命する。また、ほぼ同時期に、筑紫惟門も毛利氏領に亡命している。これにより、以後しばらくは、反大友勢力の活

動は下火となる。

この状況に変化が見られ始めるのは、永禄二年（一五五九）に入つてからである。同年四月、筑紫氏からの使僧が相良頼房のもとに派遣されている。^{（三三）}この時期には、筑紫惟門は旧領に復帰し、再び反大友氏活動を開始している。また、同じく毛利氏領に逃れていた秋月文種の次男・種実も、旧領の筑前古処山に戻つており、反大友勢力は復活の兆しを見せていた。その中で則直・相良氏と彼らとの連携も、従前通り継続したのである。

筑紫・秋月氏の旧領の回復において、その後ろ盾となつていたのは、当時、北部九州への進出を目論んでいた安芸の毛利氏であつた。則直もまた、毛利氏と接触していたと考えられる。永禄二年四月に、毛利氏と則直の関係を示す、以下のような記述が『八代日記』にみられる。

【史料一〇】『八代日記』永禄二年四月十六日条

同十六日 山口ヨリ則直さまニ御使僧山伏也、

この史料中にある「山口」とは、周防国山口と解釈して問題なからう。永禄二年当時、大内氏の滅亡から数年を経過し、山口は毛利氏領となつていた。その山口から、則直へ使僧が派遣されていたのである。これは、毛利氏と菊池・相良氏連合が、永禄年間初頭から、既に接触を持っていたことを示す。毛利氏を中心に、その庇護を受けて勢力を盛り返した筑紫・秋月氏、そして肥後の菊池・相良氏に

よって、反大友連合の萌芽がみられる。

さらに、永禄五年（一五六二）十一月ごろ、大友氏家臣で筑前岩屋・宝満城督を務めていた高橋鑑種が毛利氏方に寝返る。大友氏の筑前支配の要であった高橋鑑種の毛利氏方一味により、反大友勢力は大きく拡大することとなった。

ただし、当時の毛利氏は、出雲尼子氏とも敵対中であり、山陰戦線を優先していた。そのため、永禄年間の中頃まで、九州戦線には積極的に乗り出さない状況が続いていた。実際、大友氏が敗北するなど反大友方にとって優位な状況であったにもかかわらず、永禄七年（一五六四）には、將軍・足利義輝の仲介により、毛利・大友間で講和が成立している。

もともと、混乱が落ち着いたのは短期間に過ぎず、永禄九年（一五六六）には大友氏が高橋鑑種討伐のため挙兵し、北部九州一帯は再び戦闘状態となる。ここに至って、毛利氏側もようやく重い腰を上げ、永禄十一年（一五六八）八月以降、四国攻めから帰還したばかりの吉川元春・小早川隆景を中心とした毛利軍が、相次いで九州方面に渡海する。毛利氏が九州戦線に本腰を入れ始め、事態は毛利氏対大友氏の全面戦争の様相を呈し始める。

こうした状況の中で、永禄末年における、『幸谷文書』に見える、菊池氏と北部九州諸領主とのやり取りが行われるのである。

第三章『幸谷文書』にみる豊芸合戦と菊池氏・相良氏

第一節 『幸谷文書』にみる菊池氏の家中構造と北部九州勢力との接触

本章では、『幸谷文書』に収録されている、永禄期における反大友勢力とのやり取りを示す史料群から、当該期の菊池則直と相良氏の動向について明らかにしたい。

その前に、ここで改めて、『幸谷文書』についての基礎的な情報を記しておきたい。『幸谷文書』は、東京大学史料編纂所が調査を行った大正四年当時、広島県（旧備後国）神石郡高光村居住の幸谷達順氏が所蔵していた史料群であり、天文・天正期の文書三三点から成る。残念ながら、現在原本は行方不明であり、東京大学史料編纂所に所蔵されている影写本のみ確認できる。本稿においても、この影写本をもとに検討を行う。【表】に、『幸谷文書』収録文書一覧を示す。全三三三点のうち、『広島県史 古代中世資料編』^(三三)（以下、『広島県史』と呼称）において、半数近い一六六点が翻刻されている。^(三四) これら一六六点の史料が、永禄年間末期の豊芸合戦に関連している。

ここで、【表】に注目すると、永禄年間の史料一六六点のうち、五点が吉弘左衛門大夫、二点が吉弘左衛門大夫・大神治部少輔が宛所となっている。このうち、吉弘左衛門大夫について、『広島県史』は、大友氏重臣で高橋紹運の父にあたる、吉弘鑑理に比定している。ところが、『相良家文書』に収録されている、永禄十二年五月一日に比定される戸次鑑連・臼杵鑑速・吉弘鑑理連署書状の包紙に記された、鑑理の官途は「左近大夫」である。^(三五) 【表】から明らか

【表】東京大学史料編纂所蔵『幸谷文書』所収文書一覧

番号	名称	発給年月日	発給	宛所	書止文言	『広島県史』
1	島津長久書状	天文 18 年 6 月吉日	嶋津彦三郎長久	上村又九郎	右条々如件	-
2	秋月種実書状	(永禄 10 年)2 月 10 日	秋月種実	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	4 号
3	高橋鑑種書状	(永禄 10 年)2 月 13 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫・大神治部少輔	恐々謹言	5 号
4	小早川隆景書状	(永禄 11 年)9 月晦日	小早川左衛門佐隆景	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	8 号
5	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	内古閑殿(内古閑鎮照)	恐々謹言	9 号
6	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	宇土殿(名和行直)	恐々謹言	10 号
7	吉川元春・小早川隆景連署書状	(永禄 11 年)10 月朔日	吉川元春・小早川隆景	大津山殿(大津山資冬)	恐々謹言	11 号
8	秋月種実書状	(永禄 11 年)10 月 4 日	秋月種実	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	12 号
9	秋月種実書状	(永禄 11 年)10 月 4 日	秋月種実	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	13 号
10	龍造寺隆信書状	(永禄 11 年)10 月 15 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐惶謹言	14 号
11	小早川隆景書状	(永禄 11 年)10 月 28 日	小早川左衛門佐隆景	合志殿(合志親為)	恐々謹言	15 号
12	小早川隆景書状	(永禄 11 年)10 月 28 日	小早川左衛門佐隆景	小代殿(小代実忠)	恐々謹言	6 号
13	龍造寺隆信書状	(永禄 11 年)11 月 11 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐惶謹言	-
14	龍造寺隆信書状	(永禄 12 年)正月 6 日	龍造寺山城守隆信	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	1 号
15	小早川隆景書状写	(永禄 12 年)正月 7 日	隆景(小早川隆景)	相良殿(相良頼房)	恐々謹言	2 号
16	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)正月 14 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫・大神治部少輔	恐々謹言	3 号
17	隆久書状	(永禄 12 年)正月 19 日	隆久	吉弘殿(吉弘左衛門大夫)	恐惶謹言	-
18	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)9 月 26 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	6 号
19	高橋鑑種書状	(永禄 12 年)9 月 26 日	高橋三河守鑑種	吉弘左衛門大夫	恐々謹言	7 号
20	菊池則直名字状	天正 3 年 10 月 25 日	肥後守則直(菊池則直)	菊池十郎(菊池則綱)	-	-
21	新納忠元書状	(天正 10 年)正月 14 日	新納武蔵守忠元	内田兵部入道	恐惶敬白	-
22	深水宗方書状	(天正 10 年)正月 22 日	深水三河入道宗方	坂折殿	恐惶謹言	-
23	相良忠房書状	(天正 10 年)正月 22 日	忠房(相良忠房)	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
24	伊集院忠棟書状	(天正 10 年)正月 29 日	伊集院右衛門大夫忠棟	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
25	新納忠元書状	(天正 10 年)正月 29 日	新納武蔵守忠元	内田兵部入道	恐惶謹言	-
26	伊集院忠棟書状	(天正 10 年)3 月 17 日	伊集院右衛門大夫忠棟	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
27	本田親貞書状	(天正 10 年)3 月 19 日	本田下野守親貞	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
28	村田經定書状	(天正 10 年)3 月 19 日	村田越前守經定	菊池殿(菊池則直)	恐惶謹言	-
29	深見頼金書状	(天正 10 年)4 月 18 日	深水三河守頼金	坂折殿	恐惶謹言	-
30	相良頼兄書状	年未詳 5 月 11 日	清兵頼兄(相良頼兄)	菊池勝口入道	恐惶謹言	-
31	舜哲書状	年未詳 8 月 19 日	肥後吉兵衛入道舜哲	菊池正太(隆充)	恐惶謹言	-
32	相良頼房(長每)起請文	年未詳 10 月 3 日	相良宮内大夫頼房	菊池殿(菊池則直)	仍起請文如件	-
33	某書状	不明	不明	不明	不明	-

※各史料の名称は、『広島県史 古代中世史料編 4』所収分は同書での名称を踏襲し、それ以外の史料については筆者が付した。

なように、これ以降にも、『幸谷文書』中に「吉弘左衛門大夫」宛ての書状が見られることから、両者を同一人物とみなすことはできない。

それでは、この吉弘左衛門大夫は、どのような人物なのだろうか。これを解く手がかりとなるのが、『相良家文書』に収録されている、天文一九年六月二日付菊池氏老中連署書状である。この史料の発給者である菊池氏老中として、鹿子木三河守鎮有、津々良兵部入道宗見、随鴟軒懇宅、大神掃部頭治廉、吉弘但馬守親守の名がみえる。^(三〇)恐らく、この五名のうち、大神掃部頭・吉弘但馬守の後継者が、それぞれ大神治部少輔・吉弘左衛門大夫なのであろう。この時期には、鹿子木氏・田島氏など、肥後国中地域出身の重臣は没落しており、それ故に豊後出身の二家が残ったと推測される。以上から、『幸谷文書』中の、少なくとも永禄年間の史料は、菊池氏老中である吉弘・大神氏受給のものも含め、すべて菊池氏側の受給文書であることが確認できる。

さらに言及するならば、この当時の菊池氏に、老中と思しき重臣層が存在していた事実も、極めて重要であろう。無論、領主としての実態は、既に義武期に喪失しているし、こうした外交面での活動を除けば、どこまで機能していたかは定かではないが、一応老中に相当する重臣が存在し、他領主とのやりとりなどの政治的な機能を果たしていることから、当該期の菊池氏の家中機構が、義武期に比して縮小しつつも、辛うじて存続していたといえよう。単に則直個人が庇護されていたにとどまらず、「亡命政権」としての最低限の体裁を有していたのである。

さて、菊池氏・相良氏と反大友勢力による一連のやり取りは永禄一

〇年（一五六七）二月から始まり、永禄一二年（一五六九）一〇月までの約二年にわたって継続する。ここからは、その過程を追っていきたい。

前述したように、永禄九年（一五六六）に豊芸講和が破綻して以降、北部九州戦線は激化していく。その中で、翌永禄一〇年（一五六七）二月に、秋月種実から菊池則直に、以下に示す書状が発給される。

【史料一】秋月種実書状『幸谷文書』

（包紙ウハ書）

「

秋月

菊池殿 人々御中

貴報

種実」

（端裏切封）

「

」

寔御吉兆尚以多幸云々、如蒙仰近年依世上成立罷過不通候之處、貴礼令拝見候、仍豊芸御半以天下御下知既為御和平從豊州御相違之条、於于今者九州之儀、一行可被申付之由儀定候、然者、至芸州被仰談之由尤目出候、貴家御再興此節候、御代々得貴意之儀候条、何様相当之儀、不可存餘儀候、於然者國中御調略肝要存候、於此口度々勝利之趣其聞候哉、御懇承候、忝存候、猶期後喜候、恐惶謹言、

（永禄十年）

二月十日

種実（花押）

菊池殿 人々御中

貴報

従来、この書状の発給年代は、『広島県史』によって、永禄一二年

に比定されている。しかし、史料の内容から、豊芸和平が破綻してさほど間もない頃の発給であり、永禄一二年に比定するのは無理がある。また、「芸州」すなわち毛利氏とは協議中の段階であり、毛利氏が渡海していないため、永禄一二年八月の毛利軍渡海よりもさらに前の時期の発給である。結論からいえば、永禄一〇年二月一〇日の発給と考えられるが、その当否については後述することとし、いったん保留したい。

ひとまず、この史料の内容を検討していきたい。種実によれば、「豊芸」すなわち大友氏と毛利氏は、「天下御下知」すなわち將軍・足利義輝の下知により講和したにもかかわらず、大友氏の側から講和を破棄した、としている。その上で、「九州之儀」すなわち九州攻めについて、「二行」すなわち毛利氏に軍事行動を要請しようと相談していたが、菊池氏の側で九州攻めについて毛利氏に相談していることについては、大変喜ばしい、としている。そして、「貴家」すなわち菊池氏の再興は、この機になされるべきであるとして、「国中」すなわち肥後北部の旧菊池氏家臣団の諸領主の調略が肝要であると、則直を激励している。

この史料から、この時点ですでに、菊池氏と毛利氏の間で、九州攻めについての交渉がもたれていたことがわかる。

この三日後には、高橋鑑種から菊池氏老中の吉弘・大神両名に宛てて書状が発給されている。

【史料一二】高橋鑑種書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）
「吉弘左衛門大夫殿

高橋三河守

大神治部少輔殿

鑑種」

（端裏切封）
「――」

御書令頂戴候、然者去年七月以来、豊後之者共、於此表罷出候、度々之防戦、此方勝利之次第、達尊耳之由被仰下候、忝候、敵従年内、如筑後日々引退、無指行何茂罷居候、弥不可有珍事候、

一豊筑衆之事、近年豊後雖同心候、某為可仕詰、去年何茂出張以来、右両国衆悉芸州同心候、是を以豊後手前入目之儀、可被成御推察候、就中秋月事、豊後南部之者戸次・朽網一類之陣所切崩、数百討捕被得勝利候、累年之散鬱憤之由被申事候、此節其表之御行、何とそ被思召立候者、弥此表之儀可得大利候、御手前茂御武略茂極此時候歟、於御油断者、誠無曲可為御事候、従芸州茂一切不可被存無沙汰候、所詮直二被被仰遣元就存分之様、被聞召干要候、御飛脚爰元迄被指遣候者、堅固二可送遣候、

一秋月悴家之事、縦世上如何躰之儀雖出来候、豊後与和平等之儀、盡未来際不可有之候、乍惶不可被成疑心候、彼御使被相尋候間申上候、

一芸州行延引之由彼方被申候、遠聞如何候哉、至豊筑新城及十ヶ所此間被取付、元就同名之者何茂城督二指籠、長門至赤間関為跡勢一万余以在陣、豊後重而之行を先以見さけすまれ候、聊無緩候、猶彼御方江申候、可預御披露候、恐々謹言、

（永禄十年）
二月十三日 鑑種（花押）

吉弘左衛門大夫殿
大神治部少輔殿

この史料も従来永禄一二年に比定されていたが、永禄九年七月のできごとである豊芸和睦の破綻を「去年七月」と明確に記しているので、発給年代を永禄一〇年に訂正すべきである。また、【史料二一】と同様に、菊池氏と毛利氏の折衝についての記述も見られることから、さきほど保留した【史料二一】の発給年代についても、この史料が発給される三日前の、永禄一〇年二月一〇日に改めて比定できよう。

それでは、内容について検討しよう。一条目では、「豊筑衆」すなわち鑑種を含む豊前・筑前の反大友勢力は、近年は大友氏に同心していたが、去年以来毛利氏に同心していること、秋月種実が大友方の戸次鑑連・朽網親満の陣所に攻撃を加え、数百の兵を打ち取り勝利したことを報告した上で、「其表之御行」、すなわち肥後において挙兵することを菊池氏側が決意してくれば、「此表」すなわち豊前・筑前方面の主戦場でも、反大友方が大勝するだろう、として、肥後における挙兵を、菊池氏側に打診している。二条目では、「秋月惇家」すなわち秋月種実が、どのような状況になろうとも、大友氏と和平することはないとの旨を、使者を通じて表明していた、との報告がなされている。三条目では、毛利氏が出陣を延期していることについて、豊前・筑前においては、十か所の「新城」を設置し、「元就同名之者」すなわち毛利一族が城督として入っていること、長門赤間関には一万余りの軍勢が在陣している、とした上で、少しも緩みはないと説明している。恐らく、鑑種は毛利氏側からの伝言を受けて、三条目にあたる内容を菊池氏方に伝えているのだろう。

以上から、菊池則直は単に後方支援を求められていただけではな

く、出陣をも期待されていた存在であることがわかる。また、毛利氏と菊池氏が、高橋鑑種を通じて密接に連絡を取り合っていた様子もうかがえよう。永禄年間以前からの経緯も踏まえれば、則直は反大友勢力の縁辺ではなく、極めて中心的な存在であったとみなすことができる。

それでは、なぜ毛利氏は、則直の存在を必要としたのだろうか。それが明らかになるのが、次の史料である。

【史料二三】小早川隆景書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

小早川左衛門佐

菊池殿 人々御中

貴報

隆景

（端裏切封）

「——」

去八月廿六日尊書今月廿七日到来令拝見候、如貴意此国令渡海、在々所々得太利候、此節肥筑被任御存分之由、尤以珍重候、其御国之衆中急度一行、被頭其色候之様御調專一候、愚意之通委細御使へ申候条々忝可被成御分別事肝要候、此由可得御意候、恐惶謹言、

（永禄十一年）

九月晦日

隆景（花押）

菊池殿 人々御中

貴報

この書状は、隆景が九州へ渡海してきた後である、永禄十一年九月晦日付のものである。まず、この前段階の八月二六日時点で、則直が隆景もしくは毛利氏側に書状を発給していたことがわかる。それを

踏まえて隆景は、先日（端裏切封）の則直からの書状にあったように、毛利氏側は九州へ渡海し、大勝を重ねている、と則直に報告している。そして隆景は、「肥筑」は則直の思いのままであるとのこと、めでたいことである、としている。この場合の「肥筑」とは、肥後国と、かつて菊池氏（三七）がその南部をテリトリーとしていた、筑後国を指すと考えられる。これ（三七）がどこまで実態を表すかはさておき、則直が、菊池氏再興において筑後国をも射程に入れていたことは読み取れよう。

さらに隆景は、肥後の国の衆中もきつと一合戦して、「被頭其色候」すなわち毛利氏側に味方するという姿勢を明らかにすることが重要であるとしている。鑑種のみならず、毛利氏側からも直接、則直に挙兵を促していたのである。また、肥後の諸領主を則直が味方に引き入れることも、同時に求められていたといえよう。

その毛利氏方の意向を表すかのように、この直後に、元春・隆景兄弟から、肥後の領主宛てに書状が数点発給されている。毛利勢が九州へ渡海した直後の永禄十一年一〇月一日に吉川元春・小早川隆景兄弟の連名で、また同月二十八日には隆景単独で、それぞれ肥後北部の領主に対し、実際に書状を発給している。このうち、一〇月一日に発給された三通と、二十八日に発給された二通は、それぞれ同内容である。以下に一通ずつ、例となる史料を示す。

【史料一四】吉川元春・小早川隆景連署書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

小早川

吉川

宇土殿

御宿所

「元春」

就此口行之儀、去比令渡海、在々所々得太利候、然間其境之儀、此節可預御入魂事、可為本望候、心底之通委細從菊池殿可被仰達候、恐々謹言、

（永禄十一年）
十月朔日

元春（花押）

隆景（花押）

宇土殿
御宿所

【史料一五】小早川隆景書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

小早川左衛門佐

小代殿

御宿所

「隆景」

（端裏切封）

態令一書候、仍九州為行致渡海候、豊州此刻御調略を以、預御入魂可為本望候、猶連々可申承候之間、先以不能重筆候、恐々謹言、

（永禄十一年）
十月廿八日

隆景（花押）

小代殿

御宿所

それぞれ、【史料一四】は宇土の名和行直に、【史料一五】は玉名郡の小代実忠に宛てられたものである。【史料一四】と同内容の書状は、

山本郡の内古閑鎮照と玉名郡の大津山資冬に、【史料一五】と同内容の書状は、合志郡の合志親為にも宛てられている。

特に注目すべきは前者で、元春・隆景兄弟は、肥後国内の三領主に對し、毛利氏側への協力を求めた上で、菊池則直から詳細が伝達されると伝えている。後者にはそのような記述はないが、菊池氏側にこの史料が残っていることから考えれば、前者と同様に取次の役割を期待されていたとみなして差し支えないだろう。

以上から、実際に毛利氏側は、肥後北部の領主に同調を求める書状を發給しており、彼らとのパイプ役を則直に期待していた。則直本人の政治的地位の高さもさることながら、肥後の諸領主を味方につける上でも、則直には利用価値が期待できたのである。

ただし、『幸谷文書』中にこれら肥後の領主たちへの書状が残っていることから、実際にこれらの書状が宛所となる肥後の領主へ届けられていたかは疑問である。則直自身は、肥後国内における諸領主の調略に意欲を示していたとみられるが、その活動はそれほど順調ではなかったようだ。

ここで時間を前に戻そう。第二章で述べた通り、九州戦線の激化を受けて、永祿十一年（一五六八）夏に至り、毛利氏は九州への本格的な出兵を決断し、六月に伊予攻めから帰国した吉川元春・小早川隆景兄弟は、まもなく八月半ばから九州へ渡海する。事態はようやく毛利氏対大友氏の直接対決の様相を呈し始める。

この直後に、則直から相良頼房（義陽）に宛てて書状が發給される。

【史料一六】菊池則直書状（『相良家文書』午一九六号）

（折封ウハ書）
「相良殿」

則直」

（端裏切封）

就中国衆渡海、筑後肥前行相替此前之由申候之条、急度令啓候、身軀之吉凶此時候、以御賢察、一途被添御心、憑存候、巨細小田駿河守可申候、恐々謹言、

九月十一日

則直（花押）

相良殿

ここで則直は、「中国衆」すなわち毛利勢の渡海によって、筑後肥前における合戦は以前とは異なるものとなった、と報告した上で、この時は則直自身の勝敗、すなわち菊池家再興の可否の分かれ目である、とした上で、より一層の支援を頼房に求めている。毛利氏の九州出兵と連動して、則直が菊池氏再興に向けての行動を開始しようとしていた事実と、則直の並々ならぬ決意がうかがえよう。

その一〇日後にも、相良頼房宛則直書状が發給されている。

【史料一七】菊池則直書状（『相良家文書』午一九七号）

（端裏切封）

「

」

就中国衆渡海之儀、存分申候處、御懇意之至、乍案中、憑敷存候、

一先書ニ如申候、阿蘇家之事、當方深重之由間、可引試趣之事、口上ニ申候、

一毛利へ使僧可被指遣之由候、一段御心懸、祝着之至候、同者、急度被相調憑存候、

一河尻に入部之事、從宇土對當方懇望之由、傳説候之条、被引試、可然候者、一人被相添憑存之由申候^ツ、從爰元於隔心者、何条不及調候、御察之前候、旁工場ニ申候、恐々謹言、

九月廿一日

則直(花押)

相良殿

一条目は、以前の書状で伝えた通り、阿蘇大宮司家について、当方、すなわち菊池氏に対して慎重な態度であるので、事情を確認すべきであるとの旨を、口上で申し上げた、としている。恐らく「口上」の対象は相良頼房であり、則直側の使者が頼房に報告したのだろう。

二条目には、頼房が毛利氏に使僧を派遣したことについて、則直が礼を述べている。菊池氏・相良氏双方がそれぞれ毛利氏とやり取りを交わしていたことがわかる。

三条目は、飽田郡河尻への「入部」について、「宇土」すなわち名和方が懇望している、との内容である。一人お供を添えてほしい、と則直が名和氏に求めていることから、名和氏側が則直に出馬を要請した、という解釈で差し支えなからう。則直は自ら、国中方面へ出陣しようとしていたのである。もともと、その成否については、史料上の限界により明らかにしえない。

ともかく、毛利勢渡海直後において、則直は毛利氏方として活発な動向を見せていた。それは、則直を推戴していた相良氏も同様であった。

【史料一八】小早川隆景書状(『幸谷文書』)

御礼到来令披見候、此表罷渡、在々所々任存分候、然者諸勢等追々下着之条、急度可罷出候、連々則直得貴意之間、^(其)□国御調專一候、猶重疊可申承候、恐々謹言、

(永禄十二年)
正月七日

隆景

相良殿

御返報

年が明けた永禄十二年(一五六九)一月七日に発給されたこの書状で隆景は、以前から則直は頼房の同意を得ているようなので、「其国」すなわち肥後国の調略に専念するように伝えている。毛利氏としても、則直を盛り立てる役割を、相良氏に期待していることがわかる。菊池氏と相良氏は、毛利氏の九州戦略の一翼を担う存在として期待されていたといえよう。

第二節 豊芸合戦の終結と則直のその後

以上で見てきたように、永禄二年初頭まで、菊池氏・相良氏連合は、純然たる反大友陣営として活動していた。ところが、永禄二年五月以降、状況は変化していく。永禄二年五月七日付白杵鑑速書状(三八)を皮切りとして、『相良家文書』中に、大友宗麟や、大友氏加判衆の発給文書がみられるようになるのである。そのほとんどは、大友氏権力と相良氏の間に密なやり取りがあった事実を示す。永禄年間に入ってから、これ以前に大友氏権力発給の相良氏側宛ての書状はほとんどみられない。ここに外交方針の変化を見て取れよう。

この外交方針転換の大きな要因として、当時相良氏が、友好関係にあった大隅国の菱刈氏を支援する形で、島津本宗家と敵対関係に転じていたことが挙げられよう。実際、五月一日付の、大友氏重臣・吉弘鑑理から相良頼房への書状にも、菱刈での合戦について、「将亦、菱刈表干戈于今無止事候哉、弥御堅慮肝要相存候、」との記述があり、緊迫した状況であったことがうかがえよう。^(三九) そのような状況下で、表立って大友氏と敵対することが難しくなったのであろう。島津本宗家との戦いの中で、大友氏の助力を得ることで、北方の情勢を安定させることで、南九州方面の戦いに集中するほかないと判断したのではなからうか。

その一方で、毛利氏側とも依然やり取りがみられる。

【史料一九】吉川元春・小早川隆景連署書状（『相良家文書』寅二〇号）

（折封ウハ書）

小早川
吉川

相良殿

御宿所

（端裏切封）

隆景」

去年者、豊前表渡海付而申入候之處、御懇報、畏悦之至候、其以後可企飛脚之處、依通路不輟、申後、心外候、仍去四月十六日、至立花取懸候之處、豊州衆為後巻取出之条、及数度防戦、得大利、敵数百人討捕候、依之、立花要害之儀、去月三日落去候、然間、至豊後陳差寄、令対陳候、此表不拔足様可討留覚悟候、御国之儀、屋形可被達御本意事、不可過此節候歟、於御同意者、急度御肝要候、猶

使僧相含口上之条、不能詳候、恐々謹言、

（永禄十二年）

六月五日

隆景（花押）

元春（花押）

相良殿

御宿所

前半では、去年以来の礼を述べるとともに、筑前方面における戦況について報告している。後半においては、「御国」すなわち肥後のことについて、「屋形」すなわち則直が「御本意」を遂げるべきであることについて、この機会を逃すべきではない、として、「御行」すなわち挙兵を要請している。「御本意」とは、菊池氏の再興を意味しよう。この時点においてもなお、毛利氏側は則直の挙兵を望んでいた。むしろ、以前の則直への挙兵要請よりも、かなり強い要請と捉えることもできる。この挙兵要請には、不利に転じていた戦況を打破する意図も多分にあったのだろう。

さらに二日後の六月七日には、毛利元就・輝元から連署書状が頼房宛に発給されている。^(四〇) この中で元就・輝元は、「近日我等事茂罷下候」と述べている。どうやら、この時点では、元就・輝元が揃って九州に出陣する予定であったらしい。これも、戦況の膠着を打破するための策であったと推測される。

この段階の相良氏は、南九州方面の戦闘を有利に進めるために大友氏に接近しつつも、則直と共に毛利氏との関係を依然維持して反大友陣営にも与する、「二枚舌」の戦略をとっていたといえよう。

しかし、この戦略は二ヶ月と持たなかったとみられる。同年夏以降、さらに毛利氏にとって不利な状況が続く。六月には尼子勝久が尼

子氏の再興を目指して出雲・伯耆に乱入し、両国の情勢は混乱状態に陥る。さらに一〇月には、大友氏に庇護されていた、大内義興の異母弟・高弘の子である大内輝弘が、大友氏の支援を受けて挙兵し、周防国に上陸している。守りが手薄であった後方を衝かれた形となった毛利氏は、もはや九州計略どころではなくなり、大内輝弘勢の征伐と出雲方面への出兵のため、順次九州から引き揚げていった。

このように、戦況が大友氏優勢で展開していくことで、相良氏も政治的立場を変化させざるを得なかった。六月二一日には、大友氏の外交僧・真光寺寿元から、以下の書状が発給されている。

【史料二〇】真光寺寿元書状（『相良家文書』午二二二号）

（折封ウハ書）

真光寺

相良殿 人々御中

貴報

寿元

（端裏切封）

「――」

追而申上候、當陳松底之御茶、濟々拝領仕候、連々自是無音、背本意存候處、毎々御懇之至、不及言語候、委細者下野守方迄申述候、可得貴意候、至此表、就 御在陳、御加勢之儀被仰付候哉、植田下野守方參陳、尤目出候、屋形様御対面之様躰、彼方具可有言上候、今程蘇伯之衆濟々馳走候、可被召詰時分、以日数、弥御人数可被差出由、重々可被成言上事、專要奉存候、某事者、老師以来御扶持人之事候間、不殘心底申事、可有御免候、殊其国承次之儀、白杵方被 仰蒙候、細々御入魂肝要候、恐惶謹言、

（永祿十二年）
六月廿一日

寿元（花押）

相良殿 人々御中

貴報

相良氏は、家臣の植田下野守を大友方の陣所に派遣し、宗麟に謁見させていた。それと同時に、「蘇伯」すなわち阿蘇氏と名和氏も、大友氏に通じていたのである。特に、相良氏とともに則直支持の立場にあった名和氏の「馳走」は、大きな意味を持つ。この時点で、大友氏とこれら肥後の領主との関係性が、大友氏有利に転じたといえる。

さらに、一〇月一六日付の相良頼房宛木上宗心書状には、「今度東式部為御番代參陣候、尤目出候、」とある。（四）相良氏は、家臣の東式部少輔を、大友方へ頼房の「御番代」として派遣していたのだ。東式部少輔の素性は不明であるが、当時八代には東山城守が、求麻（人吉）には東彈正忠がそれぞれ相良氏重臣として存在しており、頼房の「御番代」格であることから考えれば、いずれかの近親者に相当しよう。この推測が正しければ、東式部少輔の派遣は、植田下野守の派遣よりもさらに大きな政治的意義をもつといえよう。すなわち、大友氏への「従属」が明確となったのである。これにより、表面上、菊池・相良連合は大友氏に屈服させられたことになる。

これ以降、毛利氏は大内輝弘を討ち取ったのち、山陰戦線に集中することになり、門司城など一部を除き、九州における拠点を失う。一方の大友氏は、肥前国において龍造寺氏の反抗を受けつつも、備前浦上氏や伊予能島の村上武吉と結んで毛利氏を苦しめていくことで、毛利氏の九州介入を阻止することに成功する。そして、天正六年（一五七八）の第一次高城合戦（いわゆる「耳川の戦い」）の大敗により、

龍造寺氏をはじめとする国人領主の離反が始まるまで、勢力を維持し続けたのである。

こうして、菊池氏再興の望みはついえたと考えられる。それでは、則直はその後どのような動向をたどったのであろうか。現時点で確認されている、則直の発給文書の終見は、次の名字状である。

【史料二一】 菊池則直名字状（『幸谷文書』）

加冠名字之事

藤原則綱

天正三年十月廿五日

肥後守則直（花押）

菊池十郎殿

則直の仮名と同じ「十郎」を名乗っていることから考えれば、この則綱は、則直の嫡子と想定されよう。後に武益と改名したとみられる（四）嫡子・則綱以降も、菊池氏は存続していくのである。また、則直が「肥後守」を名乗っていることも注目される。天正年間に至ってもなお、則直は「肥後国主」としての自己認識をもっていたのである。

これ以降、則直の発給文書は見られなくなるが、これで菊池氏当主の動静が追えなくなるわけではない。むしろ、『幸谷文書』の全三三三三の史料のうち、一三三三三が天正年間以降の発給であり、しかもその発給主体には、天正九年（一五八一）に相良氏を従属させた、薩摩・

大隅国の島津本宗家権力が含まれるのである。以下にその一例となる史料を掲げよう。

【史料二二】 新納忠元書状（『幸谷文書』）

（包紙ウハ書）

新納武蔵守

進上 内田兵部入道殿

忠元

（端裏切封）

———

不寄存御書頂戴過当之至候、仍御立者之儀、被仰聞候、即至鹿兒嶋令御披露候、以時分可被仰談事御肝要候、忠房之事、勿論義陽戦死之後儀候之間、此前聊不可有相違候、此等之旨宜預御披露候、御事、恐惶敬白、

正月十四日 忠元（花押）

進上 内田兵部入道殿

ここで登場する内田兵部入道は、出自は不明ながら、『幸谷文書』所収の年末詳正月廿九日付の菊池則直宛伊集院忠棟書状にその名があることから、菊池氏家臣であると考えられる。恐らく、菊池氏家中において、島津本宗家との外交を担当したのだろう。

注目すべきは、この書状が、相良義陽が死去したのちに、嫡子の忠房によつて相良氏が存続することを、島津本宗家重臣である新納忠元が内田兵部入道に対して確約していることである。これにより、この書状の発給年代は、天正九年（一五八一）一二月に相良義陽が響野原の合戦で戦死して以後の、天正一〇年一月一四日に比定できる。ま

た、忠元が菊池氏側に対して相良氏の存続を確約している事実からは、事前に則直が相良氏の存続を島津本宗家に対して求めていた可能性も想定されよう。則直の旧肥後守護としての権威は、天正年間に至ってもなお、通用するものだったのである。

おわりに

菊池義武の嫡男である菊池則直は、義武死後も菊池氏当主として相良氏の庇護を受けつつ、菊池氏の「再興」を構想していた。確かに、菊池氏はこの時点で領主権力としての実態を全く失っており、その意味では「没落」といえるかもしれない。しかし、義武期の菊池氏も、義武が天文年間初期に肥後国中を追われてからは、亡命を重ねており、則直期と実態はさほど変わりはないといえよう。少なくとも、義武の死をもって菊池氏の「滅亡」であるとはいえないし、老中に相当する家臣が存在し、外交機能を果たしていることから、則直期の菊池氏を「滅亡した家」として片づけてしまうことは、その後復活できなかった事実から導き出された結果論に過ぎず、適切な評価ではないだろう。義武期と同じく、「再興」をめざしていた時期として、則直期の菊池氏を評価すべきであろう。

そして、菊池氏再興をめざす中で、筑紫・秋月氏や毛利氏など、北部九州の領主との連携が生まれていったのである。特に、弘治年間時点で、筑紫・秋月氏が、相良氏と則直の「菊池氏再興」という目標を認識していたのは注目に値しよう。やがてこの連携は、高橋鑑種の毛利氏方一味を契機に、大規模な反大友勢力に発展し、永禄末年の豊芸合戦に至る。そして、反大友勢力の一翼として、菊池氏と相良氏は、主に肥後方面の調略を毛利氏から期待されていたと考えられる。

ところで、これまで見てきた通り、元春・隆景兄弟をはじめとする毛利氏側や、高橋鑑種・秋月種実は、再三、則直に出陣を要請していた。これは果たして「社交辞令」に過ぎないのであるか。筆者はそうは考えない。少なくとも、豊芸講和破綻から豊芸合戦末期に至るまで、断続的に出陣要請が続けられているのだから。

それでは、反大友勢力はなぜ、則直の挙兵をこれほどまで望んだのであろうか。その手掛かりとなるのが、天文年間における則直の父・菊池義武の動向である。義武は、天文年間初頭に大内氏と結び、肥後・筑後で断続的に軍事行動を行い、兄・大友義鑑に反抗した。そして、以後一〇年以上にわたり、肥後国地域の政治的・軍事的情勢は、義鑑対義武の兄弟対立を軸に展開した。あくまで筆者の推測の域を出ないが、このような状況下で、大内氏が義武を利用した理由は、彼が肥後守護の菊池氏当主である以上に、「大友義鑑の弟」だったから、ではないだろうか。すなわち、「義鑑の対抗馬」としての役割が、義武に期待された、ということである。

一方、則直に対しても、かつて父が担ったものと同じような役割が期待されていたのではなからうか。すなわち、「宗麟の対抗馬」である。大友宗家に極めて近い血筋をもつ則直の挙兵が与えるインパクトを、反大友勢力は利用しようとしていたのだろう。

ところが、則直の行動は、反大友勢力が期待したほど、大規模なものとはならなかった。則直自身も、思うように肥後国内における調略を行えなかった様子が見受けられる。実際、天文年間における義武ほどには、則直は大規模な軍事行動をとまなう活動を行っていない。そもそも、則直は肥後国内における活動以外には、大して関心を抱いていない様子も、一連のやり取りからは見て取れる。一応反大友勢力に

与してはいたものの、毛利氏など豊前・筑前地域の反大友勢力側が期待したほど、則直や相良氏側は「反大友」の機運は高くなく、ただ肥後国内への影響力を高められれば、それでよかったのではないだろうか。大友氏側が則直の活動に大きな警戒を示した形跡が見られないことや、南九州情勢の影響があるとはいえ、相良氏が最終的にはさしたる抵抗もなく大友氏に従属する姿勢を見せたのも、こうした理由からであると推測できよう。

最後に、当該期の相良氏―大友氏の関係について言及しておきたい。冒頭でも述べたように、木村忠夫氏による、「大友氏にとって肥後は叛乱のおこらない地」であった、との評価^(四三)に代表されるように、大友氏は肥後の諸領主に対して強引に介入を行ってまで支配を強化することを志向せず、相良氏など肥後の領主と、直接的な対立はなかった、と従来考えられてきたものの、その具体的な様相については、ほとんど検討されてこなかった。唯一、松原勝也氏が、天文年間前半の相良氏・名和氏の立場は、菊池義武を支持する一方、大友氏の軍事介入を回避するために、義武と大友義鑑の和睦を仲介する動きも見せていたことを明らかにしている。^(四四)

一方、永禄年間後半の相良氏の立場は、天文年間のそれとは若干異なるものであったといえよう。大友氏とのやりとりはほとんど見られず、逆に反大友勢力との密接な関係がうかがえる。確かに、松原氏が述べるように、天文一九年の義武暗殺以降、天正期に至るまで、肥後国内において、大友氏の支配を揺るがすほどの軍事的混乱状況は発生しなかったことはまちがいない。しかし、旧肥後守護家の当主かつ、菊池義武の子である菊池則直を「屋形」として仰ぎ、形の上では反大友勢力の一翼を担っていた相良氏は、ただちに脅威となる存在

ではなくても、「潜在的な脅威」ではあったはずだ。先述した大友氏の肥後支配についての評価は、結果論に過ぎないといえよう。大友氏としては、相良氏・名和氏をはじめとする肥後の有力領主を押さえ込む必要があった。そして、相良氏が南九州方面での戦闘に注力せざるを得なくなるという好機も手伝って、大友氏は、彼らの掌握を一応成し遂げたのである。永禄七年（一五六四）に將軍・足利義輝から偏諱を授与された相良頼房が、大友氏の反対を受け、その後天正五年（一五七七）に至るまで一三年にもわたり、將軍偏諱を使用できなかった要因のひとつも、恐らくはこの力関係に求められよう。^(四五)ただし、その状況も長くは続かず、天正六年の第一次高城合戦（所謂「耳川合戦」）を契機に、大友氏の肥後諸領主への影響力も、大きく低下したと推測される。大友氏と肥後の諸領主との関係は、従来述べられてきたように、義武暗殺を機に、直ちに大友氏の影響下で安定化が遂げられた、というわけではなく、さらに細かく変動していたのである。

最後に、残された課題をあげて結びとしたい。

一点目は、天正年間における、菊池氏の動向の解明である。前述したように、『幸谷文書』には、相良氏の島津本宗家従属前後のものとみられる、島津本宗家権力発給文書が残されている。これをもとに、天正年間以降、特に島津本宗家への従属前後における、則直と相良氏の動向を明らかにすることができよう。なお、一部の島津本宗家側発給文書では、則直に対し、「人々御中」という脇付を用いている。^(四六)

☆ 稲葉氏は、菊池氏の存在を前提とした肥後戦国政治史の枠組みは、島津本宗家の肥後侵攻によって完全に無意味化されたとしているが、^(四七) ある程度それが事実だとしても、則直をはじめとする菊池氏当主の権威自体は、島津本宗家への従属によって即座に失われるもの

ではなかったのではないだろうか。また、義陽の戦死後、忠房家督継承までの相良氏において、則直が果たした役割についても、検討の余地がある。

二点目は、近世以降の、人吉藩家臣としての菊池氏の動向である。『幸谷文書』には、人吉藩家臣菊池家の『先祖附』にその名がみえる、則直の孫・隆充に宛てられたとみられる書状が少なくとも一点残される。『先祖附』によれば、菊池氏は、隆充が当主であった寛永一三年（一六三六）に、当時すでに改易されていた旧日向国縣（延岡）城主・高橋元種の三男を養子として菊池武貞と名乗らせ、家督を継がせたとする。この家系が、近世を通じて、人吉藩家臣として存続している。^{（四八）}史料の限界は否めないものの、人吉藩家臣菊池家の成立過程について、『幸谷文書』所収文書などの近世初期の一次史料を用いて、明らかにする作業が求められる。

これらの課題については、いずれも後考を期したい。

【謝辞】本稿の執筆にあたっては、指導教員の仁木宏先生（大阪市立大学）にご指導頂いた。また、『相良家文書』の史料調査、並びに史料画像の掲載については、慶應義塾大学図書館から、『先祖附』の調査にあたっては、岸田裕一氏をはじめ、人吉城歴史館の皆様から、それぞれご高配を賜った。記して感謝申し上げます。

注

- （一）こうした見解は、『木村一九七三』や『松原二〇〇五』などに顕著である。
- （二）今回、本稿執筆にあたり、人吉市教育委員会所蔵の『貫 属土族家系調』（明治七年（一八七四）成立）に含まれる、人吉藩家臣菊池家の『先祖附』を実

見する機会を得た。『先祖附』には、則隆を初代として、義武・則直を経て、人吉藩家臣菊池家として最後の当主である、菊池淡水までの系譜が記されている。『先祖附』の内容に基づけば、近世菊池家の当主は、用人・執政・物頭兼大目付など、人吉藩の要職を務めた者がほとんどである。

- （三）熊本県立美術館二〇一九
- （四）稲葉二〇一九
- （五）本稿では、『東京大学史料編纂所一九一七』の刊本を主に用いる。また、本稿執筆にあたり、慶應義塾大学図書館において、『相良家文書』の原本調査を行った。本稿では、特に菊池則直発給文書の花押分析において、原本調査の成果を利用する。なお、本稿中で引用する場合の史料番号は、慶應義塾大学図書館所蔵『相良家文書』に基づく。

- （六）本稿では、『熊本中世史研究会一九八〇』の刊本を用いる。
- （七）山本二〇一四
- （八）荒木一九九〇
- （九）木村一九七三
- （一〇）田代・堂屋敷一九七二
- （一一）鶴嶋二〇〇四
- （一二）『相良家文書』午一六八号
- （一三）『相良家文書』午一三八号
- （一四）『相良家文書』午一七九—一号
- （一五）『相良家文書』午一九五号
- （一六）『相良家文書』午一九六号
- （一七）『幸谷文書』
- （一八）『八代日記』天文八年八月廿四日条
- （一九）『八代日記』天文一三年八月廿七日条

- (二〇)『相良家文書』午一三八号
- (二一)『相良家文書』午一六八号
- (二二)『八代日記』天文廿三年二月廿六日条
- (二三)『八代日記』天文廿三年三月十二日条
- (二四)『八代日記』天文廿三年四月廿四日条、五月廿八日条、九月十日条
- (二五)『八代日記』天文廿三年十月一日条
- (二六)『八代日記』天文廿三年十一月七日条、十一月十二日条
- (二七)『八代日記』天文廿四年正月廿七日条
- (二八)『八代日記』天文廿四年二月五日条
- (二九)『八代日記』天文廿四年二月十七日条
- (三〇)『八代日記』弘治三年五月十九日条など。
- (三一)『八代日記』永禄二年四月九日条
- (三二)荒木一九九〇、山本二〇〇七・二〇一四
- (三三)『八代日記』永禄二年四月十日条
- (三四)広島県一九七八
- (三五)『相良家文書』午二〇〇号
- (三六)『相良家文書』午一六四号。なお、『八代日記』天文廿三年五月十二日条には、菊池氏重臣とみられる人物として、「田嶋殿」と「吉弘民部少輔殿」が登場している。
- (三七)菊池氏の筑後南部への関与については、中村知裕二〇〇〇「筑後における菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」、『福岡大学大学院論集』三二―一と、
- 【稲葉二〇一九】を参照されたい。
- (三八)『相良家文書』午一九八号
- (三九)『相良家文書』午二〇一号
- (四〇)『相良家文書』寅二二号

- (四一)『相良家文書』午二一四号
- (四二)『先祖附』には、菊池則直の嫡子として武益の名がみえるが、仮名は同じく「十郎」である。恐らく、則綱と武益は同一人物であり、初名の「則綱」から、後年に「武益」と改名したのだろう。
- (四三)木村一九七三
- (四四)松原二〇〇五
- (四五)小久保二〇一六
- (四六)『幸谷文書』年末詳(天正一〇年カ)正月廿九日付菊池則直宛伊集院忠棟書状など。また、同日付内田兵部入道宛新納忠元書状は、書留文言が「恐惶謹言」となっており、こちらも注目されよう。
- (四七)稲葉二〇一九
- (四八)『先祖附』菊池武貞の項目より。なお、武貞の父である高橋元種は、秋月種実次男であり、養父は高橋鑑種である。また、人吉藩初代藩主・相良頼房の正室は秋月種実の娘であり、その間に二代藩主の頼寛が生まれている。今回は、このような菊池・相良・秋月・高橋の四家をめぐる、縁戚関係の形成については、十分考察が及ばなかった。こちらについても、今後の課題としたい。
- 参考文献
- 参考史料
- 熊本中世史研究会編一九八〇『八代日記』青潮社
- 田代政嗣著・堂屋敷竹次郎訳註一九七二『新訳求麻外史』青潮社
- 東京大学史料編纂所一九一七『大日本古文書 家わけ第五 相良家文書ノ一』
- 広島県一九七八『広島県史 古代中世資料編Ⅳ』
- 先行研究
- 荒木清二一九九〇「毛利氏の北九州経略と国人領主の動向―高橋鑑種の毛利氏方一味をめぐる―」『九州史学』九八号

- 稲葉継陽二〇一九「室町・戦国期の菊池氏権力」熊本県立美術館『菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』図録
- 熊本県立美術館二〇一九『菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰』図録
- 木村忠夫一九七三「大友氏の肥後支配」『熊本史学』四二号
- 小久保嘉紀二〇一六「將軍偏諱の授与とその認知―相良義陽の事例から―」『九州史学』一七三号
- 鶴嶋俊彦二〇〇四「研究ノート『八代日記』の人びと」『ひとよし歴史研究』九号
- 松原勝也二〇〇五「天文期肥後国情勢と相良・阿蘇・名和三氏盟約―大友氏による肥後国支配との関連―」『九州史学』一四一号
- 山本浩樹二〇〇七『戦争の日本史一二 西国の戦国合戦』吉川弘文館
- 山本浩樹二〇一四「戦国期西日本における境域と戦争」『史学研究』二八五号